

高齢者世帯のエアコン購入・設置費の補助をします！

熱中症予防のため、非課税世帯の在宅高齢者にエアコン購入・設置費の補助をします。

※購入及び設置をする前に事前申請が必要です。

・対象者（下記要件をすべて満たす方）

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯
- ② 対象者を含む全世帯員が市民税非課税の方
- ③ 居住している住宅にエアコンが設置されておらず、新たにエアコンを購入して設置する方（買い替え、故障修理は対象外）
- ④ 居住している住宅が賃貸等である場合、エアコン設置について、住宅の所有者の同意が得られる方
- ⑤ 世帯員の全員が市税等に滞納がない方

※住民票上世帯分離しているが、居住する住宅が他の家族と同じ場合は対象外とします。

・申請（必要書類）

申請書、見積書、市町村民税非課税証明書（必要な方のみ）

・補助金額

購入設置費用：上限 54,000 円

（市内の事業者が販売・設置工事を行うものに限りです。）

※予算額に達した時点で、受付は終了となります。



夏季に向けて
熱中症対策を！

○ぜひこの機会にエアコンの設置をご検討ください○

★相談・申請からエアコン購入設置費用助成までの流れ

1. 事前相談

- ・清須市高齢福祉課にて相談を受け付けます。
- ・電話番号：052-400-2911（代表）

2. 申請受付

- ・必要書類を提出いただき、職員がご自宅を訪問し、現地調査をします。
- ・必要書類：申請書、見積書、市町村民税非課税証明書（必要な方のみ）

3. 補助金決定

- ・申請書等の内容を審査し、市から申請者へ決定通知書を送付します。

4. エアコン設置

- ・申請者をご自宅にエアコンを設置後、実績報告書及び補助金交付請求書を市に提出します。

5. 補助金振込

- ・実績報告書等の内容を審査した後、補助金の額を確定し、市から補助金を申請者の指定する口座に振り込みます。（エアコン購入時にあらかじめ市に届け出ることにより、補助金を差し引いた金額で購入することもできます。）

●お問い合わせ先

清須市役所 高齢福祉課

電話：052-400-2911（代表）